

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	施策名	⑤ 良好な生活環境の確保
------	--------------------	----------------	---------------------------	-----	--------------

1 施策の取組状況

主要な取組内容	施策指標の実績とH24末の見通し	指標の達成率	施策指標等 (最上段が、総合計画に基づく指標)	単位	指標の数値(上段:目標値, 下段:実績値)						達成率
					H19	H20	H21	H22	H23	H24	H23
					基準年	実績	実績	実績	実績	見込み	H24見通し
◆「良好な生活環境の確保」を推進するため、宇都宮市生活環境保全推進計画に基づき、大気汚染の常時監視や河川・地下水調査等の環境監視、有害物質使用工場・事業場などへの立入検査を実施している。 ◆工業団地に立地する事業者の事業活動に伴う環境負荷を低減するため、市と事業者が環境協定を締結し、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進している。	◆施策指標について、「工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合」は、平成19年度と比較すると、1.7ポイントの減少となっている。⇒平成24年度末の状況としては、取組を進めることで、減少傾向が続くと見通しており、目標の達成はできると見込んでいる。	128.6%	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合	%		3.5	3.3	3.1	2.9	2.7	128.6%
					3.8	3.5	3.3	3.0	2.1		
課題 ◆光化学オキシダントや河川のBODなど、依然、環境基本法に基づく環境基準等が未達成のものがあり、その達成が求められている。 ◆環境基本法等の改正に基づき新たに測定が義務付けられる微小粒子状物質や評価指標が変更される航空機騒音、悪臭に係る規制基準の変更への対応が必要となっている。 ◆水質汚濁防止法改正に伴い、地下水汚染の未然防止のための構造基準等の遵守の指導徹底が必要となっている。 ◆宇都宮市環境協定については、自主測定に係る費用負担が大きいことから、締結している協定を維持することが必要となっている。 ◆放射線量については、市民の安全・安心のために、市域全体を引き続き把握する必要がある。			市民意識調査(重要度・満足度)			H20	H21	H22	H23		
					重要度	87.5	80.9	81.3	84.3		%
					満足度	30.7	30.7	31.7	31.9		%

2 重点事業の進捗状況

事業名	スケジュール		事業の進捗状況とH24末の見通し	課題
	前期	後期		

3 施策を構成する事務事業の活動指標

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	単位	指標の数値(上段:目標値, 下段:実績値)					重点度 (A~C) ※施策目標に対する寄与度	事業の方向性	施策目標を達成するための取組方針
						H20	H21	H22	H23	H24			
						実績	実績	実績	実績	実績			
1	大気汚染常時監視システム	市民	S46	測定地点数	地点	9	9	9	9	9	A	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために、継続的に大気汚染常時監視を実施していくとともに、法改正に基づき新たに測定が義務付けられる微小粒子状物質に対応した測定機器を整備し、監視を行っていく。
						9	9	9	9				
2	大気汚染発生源調査	事業者	S43	立入検査数	社	7	27	27	27	27	A	継続	市民の生活環境を保全するために、臭気指数規制を導入をし、工場・事業場に対する指導を徹底していく。
						7	27	27	27				
3	騒音・振動調査	市民	S57	自動車騒音調査地点数	地点	14	16	14	14	14	A	継続	騒音に係る環境基準等の達成状況を把握するために、自動車騒音や航空機騒音について、継続的に監視を実施していくとともに、法改正に基づき評価指標が変わるため(WECPNL→Lden)、それに対応した測定機器を整備し、監視を行っていく。
						14	16	14	14				
				航空機騒音、東北新幹線鉄道騒音・振動調査地点数	地点	14	15	15	15	15			
						14	15	15	15				
4	水質汚濁発生源調査	事業者	S49	立入検査数	社	113	110	90	90	90	A	継続	水質汚濁防止法改正に伴う、構造等基準遵守及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく、有害物質に係る管理基準遵守のために、使用工場・事業場に対する指導を徹底していく。
						133	115	92	109				
5	宇都宮市環境協定の推進	事業者	H19	締結事業者数	社	56	56	56	55	55	B	継続	事業者の自主的・積極的な取組を推進するために、自主測定支援や協定に係る取組内容の市民への周知に努め、企業イメージなどの向上を図りながら、締結の維持を目指す。
						35	34	34	33				

3 施策を構成する事務事業の活動指標

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	単位	指標の数値（上段：目標値，下段：実績値）					重点度 (A~C) ※施策目標に対する寄与度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
						H20	H21	H22	H23	H24			
						実績	実績	実績	実績				
6	環境情報システムの構築，情報提供の推進	市民 事業者	H20	情報提供分野数	分野	0	0	7	7	7	B	継続	工場・事業場に関する市民・事業者への情報提供や事業者に対する迅速・的確な指導を推進するために，環境情報システムを活用していく。
						0	0	7	7				
7	大気汚染物質測定機器購入	市民	S46	整備機器数	台	3	5	6	3	2	B	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために，環境基準等の達成状況を踏まえ，効果的・効率的な測定機器整備を図っていく。
						3	5	5	3				
8	大気汚染物質測定機器維持管理	市民	S46	大気汚染常時監視局数	局	9	9	9	9	9	B	継続	大気に係る環境基準の達成状況を把握するために，環境基準等の達成状況を踏まえた効果的・効率的な測定機器維持管理を図っていく。
						9	9	9	9				
9	大気汚染調査の実施（有害大気汚染物質調査）	市民	H9	調査地点数	地点	2	3	3	3	3	B	継続	有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況を把握するために，継続的に監視を実施していく。
						2	3	3	3				
10	ダイオキシン類等調査	市民 事業者	H10	ダイオキシン類環境調査地点数	地点	46	43	44	46	44	B	継続	ダイオキシンに係る環境基準の達成状況を把握するために，継続的に監視を実施していくとともに，ダイオキシン類排出施設適正管理のために，排出工場・事業場に対する指導を実施していく。
						46	43	44	46				
				ダイオキシン類立入検査数（工場・事業所数）	社	4	3	3	3	3			
						4	3	3	3				
11	大気アスベスト監視	市民	H18	調査地点数	地点	7	7	7	7	7	B	継続	大気中のアスベスト濃度を把握するために，継続的に監視を実施していく。
						7	7	7	7				
12	河川・地下水調査	市民	S48	測定計画に基づく調査地点数（河川・地下水）	地点	72	73	72	78	69	C	見直し	河川や地下水に係る環境基準の達成状況を把握するため，継続的に監視を実施するとともに，公共用水域調査について，測定地点，項目，頻度を精査し，効果的・効率的な監視を行っていく。
						72	73	72	78				
				鬼怒川中小河川調査地点数，要監視項目調査	地点	24	24	24	24	24			
						24	24	24	24				